

第4回運輸TF議事概要（法務省ヒアリング）

1. 日 時：平成19年11月1日（木） 16:00～16:45
2. 場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室
3. 項 目：航空会社の競争力向上のための環境整備（在留資格の運用の明確化）
について

4. 出席者：【規制改革会議】中条主査

【法務省】	入国管理局	入国管理企画官	坂本 貞則
	入国管理局	入国管理企画官室補佐官	藤田 小織
	入国管理局	入国管理企画官室係長	中園 和貴

5. 議事

○中条主査 それでは、運輸タスクフォースの課題の一つであります航空会社の競争力向上のための環境整備の中の一つとしまして、「在留資格の運用の明確化」という点について、法務省さんから検討していただいたことについて御説明いただくということをお願いしたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

○坂本企画官 今御紹介いただきました従業員の在留資格の運用の明確化についての検討でございます。これは先の6月22日に閣議決定されました「規制改革推進のための3か年計画」の中で決定されておりまして、「平成19年検討・結論」となっております。

これにつきましては、この計画を作成する際のヒアリングのときにもちょっと申し上げたところでございますけれども、特に航空会社と絞って適当な事例を直ちに探して発見するのはちょっと難しいというふうにも申し上げておるところでございますが、現在これに関しましては、適当な許可事例を地方入国管理局の方に指示しまして集めているところでございます。

また、同じこの3か年計画の中で、国際経済連携の分野におけます国境を越えた人の円滑な移動のための法整備というところの中で、「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化というのが「平成19年度以降逐次実施」と示されてございます。航空会社の従業員の在留資格の運用の明確化は先程申しました適当な許可事例が発見されれば、この「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化と併せてお示しすることを今考えているところでございます。考えて作業をしているところでございます。

○中条主査 わかりました。

一応、私ども規制改革会議としては、国際経済連携のタスクフォースというのが今、貿易と海外人材という形に分かれまして、そちらの方ではもう少し一般的なことを議論していただくということで。ここの航空会社の従業員については、若干、個別特殊ケースでありますので、法務省さんとしては小さなことかもしれないですけども、航空の分野にとっては大きなことです。航

空輸送全体についての自由化という大きな項目がございまして、その中の一つとして取り上げていることですので、これは別途検討していきたいという考えでございます。

この場合に、そういう事例があるかもしれないとなれば、これは、私はちょっとこの分野のしきりがわからないんですけれども、あるということは、既に認めたことがあるよねということになるわけですね。もし発見されたら、そういうことですね。

○坂本企画官 そうです。

○中条主査 ない場合であっても、これは認めますよということをお願いするということができないんですか。というか、最初に誰かが認めなければ何も始まらないわけですよね。

○坂本企画官 現行の入管法の中では在留資格という形で本邦でできる活動をお示しして、それを受けて、必要な在留資格につきましては、これを入国を認めるための「上陸基準」と言っておりますけれども、これを明示しておるといところでございます。逆に言いますと、これらの基準をクリアして在留資格に該当する活動を行う場合には、これは受け入れを認めることを明らかにしているところでございます。

○中条主査 ですので、認めるとおっしゃっていただければ、恐らく、これは鶏と卵の関係みたいなものなんですけれども、認めてもらっていないからだめだ、あるいは認められないであろうからやっていないというところというのは多分あると思うのですね。あるいは、これまでにそういうことで申請してみたけどだめだったというケースがあるのかなのか、それはわかりませんが、ちょっと問い合わせてみたら、それはだめでしたと言われたのかもしれない。ですので、航空会社としては恐らく今やっていない、けれどもやりたいという要求があるという状況だと思うのですが、その点について、それはオーケーだよということを法務省さんが言っていただければ問題がない話ではあるんですが、そのところはどうなんでしょうか。

○坂本企画官 それも多分、私どもが掲げております、これから許可事例をお示しするというに当たっては、多分、例えば職業とか職種と言うんですか、こういった形になるのかなと思っております。他方、では航空会社ということでどういった職種が、職種という言い方がいいかどうかちょっとわからないのですけれども、航空会社もいろいろあると思うのですね。総合職の事務系から、あるいは技術系とか、極端に言えばパイロットなんかも含まれるのかもしれないけれども。これについて、ある職業だから全部オーケーとなるかどうか、これだけが基準ではありませんので、ある職種で基準をクリアしている、そういう活動ができるということであれば許可ということもありますし、ある職種につこうとしても、その他の基準を満たしていなければ、それは同じ職種であっても認められないというケースもまたあるかと思うのですね。

○中条主査 もちろん。ですので、6月をお願いしたとき、客室乗務員についてお願いするということで、その事例を探していただくということでお約束いただいたのだと思うのですが、当然、運航乗務員に関してはもう既に幾つも許可されているわけで、実際にもうたくさん外国人が働いているわけですから、そちらのことを多分、法務省さんもお探しになっていたわけではないと思うのですけれども。そのあたりのところは、一応そのつもりでこちらはおりますけれども、そんなような御理解ではなかったということですか。

○坂本企画官 6月でしたか、お話しさせていただいて、これは先程申し上げました国際経済連携の分野の方でも書かれていることですが、先程申しました「技術」、「人文知識・国際業務」の運用の明確化というところで、ここに書かれているものを読み上げますと、そのほかに、該当する業務に必要な学歴または実務経験を得た上で、国際線及びそれに関連する業務に従事するいわゆる客室乗務に関しましても、同様に「人文知識・国際業務」を得て我が国の就業が許可される場合があり得るであろう。このときは本当に、説明申し上げましたように、実例というのが探し切れなかったものですからこういう言い方になったわけですが、

○中条主査 だから、そこは私たちも理解はしているところですので。そうすると、その先をどうしたらいいのかということなので、いつまでも、もちろんこれからもまだ探していただくということをやっていただいてもいいわけですが、そういうことを探すための労力よりは、むしろ申請があったら認められるということを決めていただいた方が話は早いだろうということなんです。

○坂本企画官 今申し上げましたのも、認められる、いや、例えばこういう職種だったらすべて認められるというふうに御理解されると、またこれは一般のこれから申請しようとする方がそう御理解いただくところとちょっと困る場合があるのです。先程申しました就労を許可される場合もあり得るだろうというところまで、まさに先生おっしゃるところですが、我々としては、本当に実際に許可できた実例が一番強いといえますか、そういう思いがあるものですから。

○中条主査 もちろんおっしゃるとおりだと思いますけれども。そうすると、大変御苦労ですが、もう少し探していただく。ただし、恐らく航空会社としては、これは狭いマーケットですから、まず、大体航空会社がそういう例がないと言っているならば、多分ない話なので、これは認められないと思っているからこそ申請もしていない話ですから、そうすると、これは一回申請させたほうがいいということですか。

○坂本企画官 これはちょっと話は離れますけれども、個別的にそういうものがあれば、申請があったら当然受け付けるわけですので、それで個々のケースに応じて個別具体的に審査をすることになりますので、今この時点で、内容もわからないまま許可、不許可の言葉は何も言えません。

○中条主査 もちろんそうです。だから、そうすると、やってみないとわからないという、絶対だめだという話ではないということですよ。個々の、その人の、従業員それぞれのその人の状況というのが当然あると思いますから、恐らく何にも技術もない、ただ昨日採用されたばかりの人が申請したら、これは多分だめだろう。けれども、かなり技量を積んだ人であるならばもしかしたらオーケーになる可能性もあるかもしれない。それは個々のケースで審査をされるということになっていくということで考えてよろしいですか。

○坂本企画官 はい。

○中条主査 そうすると、そちらの方で、例えばこういう基準を設けて、こういう基準であるならばオーケーだとか、そういうことは今のところお考えではないということですか。

○坂本企画官 先程申し上げました上陸のための基準、これは省令でございまして、これ

はホームページにも公表しておりますので。

○中条主査 はい。ただ、それは一般的な基準ですよ。これを例えば客室乗務員の場合に当てはめた場合に、例えば3年間業務について、毎年きちんと専門職としての訓練を受けているとか、何かそういったたぐいの基準というものが恐らく必要になってくるだろうと思うのですけれども。

○坂本企画官 それであるとか、例えば日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬という、これは報酬要件と言っておりますけれども、こういったものもクリアしていただく必要があるかと思えます。

○中条主査 それは厚労省関係の方ですか。それも法務省としての。

○坂本企画官 法務省としての、先程申しました、繰り返しますけれども、上陸を定める基準の省令で定めている要件といたしまししょうか、何点かある項目のうちの一つでございます。

○中条主査 わかりました。

そうすると、それを具体的に客室乗務員の場合にはどういう基準にするかということに落とすということについては、これは個々の申請ごとに審査をされるということになりますか。

○坂本企画官 ですから、基準が変わるわけでは決してございませんので、個々の申請があった際に、この基準に適合しているかどうか、基準をクリアしているかどうかという点につきまして審査する。あるいは、申請人の必要な要件といたしまししょうか、経験とか、学歴を含めてありますけれども、そういった点を満たしてくるかどうかという点を審査させてもらおうと。

○中条主査 そのときの基準というのは特に決めておられないわけですよ。その審査の基準というのは、今おっしゃったように、具体的に、先程の繰り返しになりますが、例えば客室乗務員の場合だったら、3年間実務についているとか、あるいは専門学校ないしは高校、短大卒だとか、そういう学歴を持っていなければいけないとか、その訓練は、専門の訓練を年に1回はきちんとクリアしなければいけないとか、そういう具体的な条件が決まっているわけではないですよ。

○坂本企画官 そうです。

○中条主査 ですから、そうすると、そういう具体的な条件はどうされるおつもりなのかという質問なのです。そういうのが決まっていなければ、その都度審査をするといっても、どういう基準でもっておやりになるのでしょうかということですよ。

○坂本企画官 審査の基準は、この省令に書かれているものが基準でございますので。

○中条主査 だけど、それは、法令には、例えば客室乗務員の場合はこうだということは書いてございませんね。書いてあるんですか。

○藤田補佐官 これは「人文知識・国際業務」ということでいろいろな職種が含まれるわけですよ。それは、ここにも列挙しているように、通訳とかデザイナーとかいろいろあるわけですから、別に個々の職種について細分化して先生がおっしゃるような基準があるというわけではなく、共通したスタンダードでやっているということですよ。

○中条主査 共通したスタンダードというのは一体何かということ、そういう意味ではお聞きしたい。

○藤田補佐官 共通したスタンダードというのは、この「人文知識・国際業務」の基準省令、公

表しているものでございますので。

○中条主査　　というか、そういうものが別途あるんですか。例えば、「国際知識」だったらこれとこれは知っていなければいけないとか。あると言っても、ピンからキリまで「国際知識」というのはあるんでしょうから。

○坂本企画官　「国際知識」という言葉がちょっと出ましたけれども、私どもが申し上げているのは、日本で入国、在留しようとする、いわゆる在留資格と呼んでいる資格、いずれかの資格を取っていただく、これに該当する方は入国を認めるということになるんですが、それで、我々が申し上げておりますのは、航空会社も含めてでしようけれども、およそ日本の会社で就職される場合に最もポピュラーなといいましょうか、在留資格が、この「人文知識・国際業務」という在留資格ではないかということでお話ししているわけなんです。この「人文知識・国際業務」というのは、さまざまな会社、業種もあるでしようけれども、会社としては職種もさまざまあると思うんですが、それら個々に、会社あるいは業種ごとにさらなる基準を定めているものではございませんで、これら「人文知識・国際業務」の在留資格に該当するとして、上陸をするために必要な基準という形で定めております。

　例えば紹介しますと、「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し」とか、あるいは、例えば今申し上げました「従事しようとする業務について10年以上の実務経験により、当該知識を修得している」ということで、平たく言えば、大学を卒業されるか10年の経験があるか。例えば、大学卒業につきましては卒業証明書とかで証明してもらうわけですね。10年の実務経験といえは、会社経歴書とか在職証明みたいな形で出していただくということでございまして、これは職業ごとによって変わるものではございません。

○中条主査　　先程の国際の知識なんていうのは、かなり恣意的な基準ではないかなと思っていました。そういうものは特に定めてはおられないのですねということを確認したかっただけです。

　そうすると、一応、申請する側が、自分は国際知識があるということ、これは誰に対して証明すればよろしいのですか。

○坂本企画官　　いえ、これは国際知識は求めていません。

○中条主査　　そうですか。

○坂本企画官　　在留資格上、「人文知識・国際業務」という資格で呼んでいるだけでございまして、そこには国際知識を求めているものではございません。

○中条主査　　だから、これにさえ該当していればいいということですか。法令の方では、「人文知識・国際業務」の要件にさえ該当していればオーケーという話で考えてよろしいですか。基本的な質問をして大変申しわけないですけれども。

○坂本企画官　　もう一つ重要な点は、これは申請人にこういった知識とか経験とかがあるかということでございますけれども、他方、これは当然の前提ですので書かれていませんが、当該受け入れるといいましょうか、就職しようとする会社にそういった業務がなければ、もちろん業務がなければ採用しないのだと思いますけれども、ですからここには書いていませんが、当然そういう業務につくということをお前提としております。

○中条主査 ちょっと私が見た限りでは、例えば、「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験により、当該知識を修得していること」と書いてありますよね。その「従事しようとする業務について、これに必要な知識」って一体何かという話が、かなり恣意的で、かなり幅が広い考え方なのかなと思ひまして、そういうものについて何か基準とかというものは特に設けられていないということなのですね。

例えば、客室乗務員の場合に、これに必要な知識に係る科目って一体何かというと、これは、例えば客室乗務員コースなんていうことをつくらせている大学もありますけれども、そこに設置する科目なんていうのは、それぞれの大学がそれぞれの考え方でつくるわけですね。どうしてもこれが必要だと、例えば英語ができるというのは、恐らく必要かもわからないよねとか、それはそれぞれの考え方があってやるわけですね。場合によっては、歩き方というのが必要だと考えるところもあるわけで。そういう話というのは、細かいところは申請する側は考えなくてもいいということなのですか。これはかなりアバウトな基準であると考えてよろしいということなのですか。

○坂本企画官 ここで逆に言いますと、今、「人文知識・国際業務」が例に挙がっていますがけれども、そういった人文知識の、人文科学の分野の知識を全く必要としない、そういうものも全然関係ないということになると、これはクリアできないということになろうかと思ひます。確かに人文科学の分野の職域といいますか、それはかなり広いものがあるのかなというふうにも思ひていますけれども。

○中条主査 だからそのところが、要するに申請する側としては、その辺のところは何か基準がないとわからないよねという話がないのでしょうかねということなのです。例えば、私は、客室乗務に関しては経営的なセンスを持っていなければいけないから、経営学を勉強していた方がいいと思うのです。けれど、多くの方々は、そんなものは要らない、飛行機がどうやって飛ぶかなんて、客室乗務員は、そんなことだって知らなくていいのだ、むしろ保安業務のところきちんと対応さえすればそれでいいのだ、そういうお考えの方もいらっしゃるわけですよ。これは人によってかなり違う話なので、その辺のところは余りに気にしないでいいということであるならば、それはそれで結構だと思います。けれども、申請したら、いろいろと基準があって、ここがクリアできないと困るんだよと。実務経験10年なんていうのは、これは割とはっきりした数値で示されていますから、10年も必要かどうかという話は、これは別の話で、省令そのものの内容の話ですから。そこを今議論するつもりはないんですけれども、その他のところというのは、決して文句をつけているわけではなくて、大丈夫なんですかねと質問を申し上げているだけなんですけれども。

○坂本企画官 「人文知識・国際業務」というのは2つがくっついているみたいなのがあります。まして、「人文知識」の活動につきましては、先程申し上げましたその分野の知識ということで、1つには大学を卒業しというような基準があるのですが、もう一つ、他方、「国際業務」とあえて書いているのは、「申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合」とか、ここで、例えば語学の指導とか、通訳、翻訳とか、こういったよう

な外国の文化に基盤を有する思考が使われるというところで、また、この「国際業務」は「人文知識」と違ひまして、必ずしも人文科学の分野に属する学科を、大学を卒業するという条件はここにはございません。逆に、条件は大学を卒業しなくてもできるという分野でございます。

○中条主査 そうすると、余りそんなにリジッドに考えることはないと言ってよろしいのでしょうか。

具体的には、これは、申請をするときには、各入国管理局の御判断ということになるわけですか。仮に申請をした場合、これに照らして判断されるのは。

○坂本企画官 基本的には、それぞれお住まいといひましようか、会社が所在するところを管轄します地方入国管理局の方で申請いただきまして、そちらで審査をする。また、申請場所によって結果が異なることはないということでございます。

○中条主査 そうですか。わかりました。申請場所、私がこれを審査する立場だったら、この文章だととても困るなと思つたものですからね。そんな困らなくていい話なのだよということであるならば全然問題ない話だと思うのですけれども、その辺のところ、どこで審査されても同じような結果でもって考えていただけるということであるならば、そこは問題ないと思ひます。

わかりました。そうすると、今後まだしばらくこれについては事例をお探しいただくと。大変申し訳ないですけれども、お手数をおかけいたしますが、そこはお願いしたい。

○坂本企画官 事例を精査しまして、お示しできるようにはしていきたいと思つております。

○中条主査 それと別に、この範囲に入るものだというふうに、可能性があると思ひものについて航空会社が申請した場合には、その都度、審査をいただくという話になるということですよ。

○坂本企画官 そうですね。まさに、私もこれまでどういふ申請があつて、どうだったかという個別のことはちょっと承知しておりませんが、一般論としましては、そういう希望があつて申請書を出されれば、それは通常のように審査されるのだと思ひます。

○中条主査 わかりました。そのときの審査基準としては、一応これがありますよ、これを満たしていればいいと。その中に若干恣意的なところがあるけれども、そこは余り心配しなくてもよろしいよということ。

○坂本企画官 決して恣意的にやつているわけではございません。

○中条主査 いやいや、そうではなくて、要するに申し上げたいことは、物事というのは余りリジッドに決めてしまうと、今度はそれにはまつていないと絶対だめだという話になつてしまつて却つてマイナスになるので、必ずしも私はリジッドに決めることがいいとは思つてはいないわけで、なるべく弾力的に対応していただくということの方がいいとは思つております。ただ、そのところが心配なものですから、運用のところ、余りリジッドに運用がなされるといふ方向でされると困つてしまふなという気持ちを申し上げたということでございます。

それでは、本日はどうもありがとうございました。